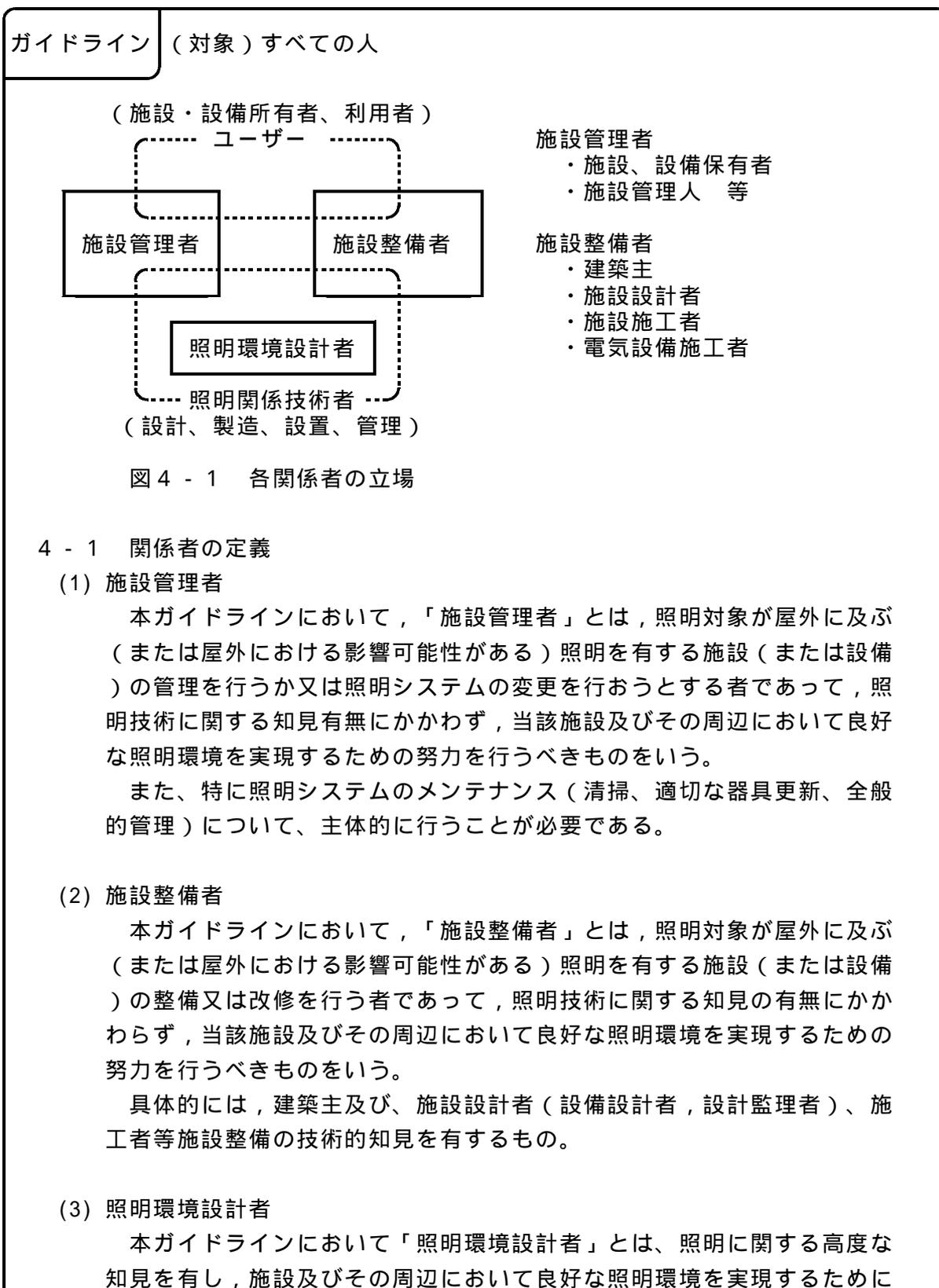


4. ガイドラインにおける照明環境関係者



4 - 1 関係者の定義

(1) 施設管理者

本ガイドラインにおいて、「施設管理者」とは、照明対象が屋外に及ぶ（または屋外における影響可能性がある）照明を有する施設（または設備）の管理を行うか又は照明システムの変更を行おうとする者であって、照明技術に関する知見有無にかかわらず、当該施設及びその周辺において良好な照明環境を実現するための努力を行うべきものをいう。

また、特に照明システムのメンテナンス（清掃、適切な器具更新、全般的な管理）について、主体的に行うことが必要である。

(2) 施設整備者

本ガイドラインにおいて、「施設整備者」とは、照明対象が屋外に及ぶ（または屋外における影響可能性がある）照明を有する施設（または設備）の整備又は改修を行う者であって、照明技術に関する知見の有無にかかわらず、当該施設及びその周辺において良好な照明環境を実現するための努力を行うべきものをいう。

具体的には、建築主及び、施設設計者（設備設計者、設計監理者）、施工者等施設整備の技術的知見を有するもの。

(3) 照明環境設計者

本ガイドラインにおいて「照明環境設計者」とは、照明に関する高度な知見を有し、施設及びその周辺において良好な照明環境を実現するために

当該照明（システム）設計を行う者であって、施設管理者及び施設整備者に対してそのために必要な助言を行うものをいう。

[解 説]

4 - a 照明環境関係者の定義の必要性

施設整備・管理において、個々の照明等が照明環境に与える影響は、計画、施工・設置、使用方法によって大きく変化する。よって、良好な照明環境の実現のためには、計画等から維持管理にいたるまで、関係者がそれぞれの立場で配慮を行う必要がある。

本ガイドラインにおいては、関係者を大きく、施設管理者、施設整備者、照明環境設計者の3者として定義する。

4 - b 照明環境設計者の地位確立

本ガイドラインにおいて、施設管理者、施設整備者と並び、照明環境設計者を定義している。日本国内の現状では、この照明環境設計者に相当するのは、照明デザイナー、設計事務所や建設会社・設備会社等における照明の設計者、設計監理者等及び照明機器メーカー（主として営業技術部門）で照明設計を担当する技術者であると想定される。

今後は、これら各関係者がより高度な見地から良好な照明環境実現に取り組むこと、そのための立場の明確化が必要不可欠である。本ガイドラインの策定が、「照明環境設計者」の地位確立、また、それに係わる体制や制度確立のきっかけとなることが望まれる。